

電 気 需 給 約 款
〔 低 圧 〕

中 央 電 力 株 式 会 社

2 0 1 9 年 1 0 月 1 日 実 施

目 次

I	総 則	1
1	対象となるお客さま	1
2	需給約款および料金表の変更	1
3	定 義	2
4	単位および端数処理	4
5	実施細目	4
II	契約の締結	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需要場所	5
9	需給契約の単位	6
10	供給の開始	6
11	供給の単位	6
12	需給契約書の作成	6
III	料金の算定および支払い	7
13	契約種別および料金	7
14	料金の適用開始の時期	7
15	料金の算定期間	7
16	使用電力量の算定	7
17	料金の算定	7
18	日割計算	8
19	料金の支払義務および支払期日	8
20	料金その他の支払方法	8
21	延滞利息	9
22	帳票の発行	10
23	支払過誤の場合の措置	10
IV	使用および供給	11
24	適正契約の保持	11
25	力率の保持	11
26	需要場所への立入りによる業務の実施	11
27	供給停止期間中の料金	11
28	違 約 金	11
29	使用の制限または中止	11
30	損害賠償および債務の履行の免責	11
31	設備の賠償	12
32	需給計画に係るお客さまの協力	12
V	契約の変更および終了	13

3 3	需給契約の変更.....	13
3 4	名義の変更.....	13
3 5	需給契約の解約等.....	14
3 6	需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算.....	15
3 7	需給契約消滅後の債権債務関係.....	15
VI	供給方法, 工事および工事費の負担.....	16
3 8	供給方法および工事.....	16
3 9	工事費負担金等相当額の申受け等.....	16
VII	その他.....	17
4 1	準 拠 法.....	17
4 2	管轄裁判所.....	17
4 3	守秘義務.....	17
4 4	消費税率変更の場合の取扱い.....	17
4 5	反社会的勢力の排除.....	17
附 則	19
1	この需給約款の実施期日.....	19

I 総 則

1 対象となるお客さま

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外のものから電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの供給条件は、この電気需給約款〔低圧〕（以下「この需給約款」といいます。）によります。なお、料金については、当社が需要場所に応じて別に定める料金表〔低圧〕（以下「料金表」といいます。）によります。
- (2) この需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

地 域 の 名 称	地 域 の 詳 細
北 海 道 エ リ ア	北海道
東 北 エ リ ア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関 東 エ リ ア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中 部 エ リ ア	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
北 陸 エ リ ア	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部
関 西 エ リ ア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中 国 エ リ ア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四 国 エ リ ア	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。)
九 州 エ リ ア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2 需給約款および料金表の変更

- (1) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃によりこの需給約款および料金表を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合、当社は、この需給約款および料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款〔低圧〕および料金表〔低圧〕によります。
- (2) (3)に定める場合を除き、この需給約款および料金表の変更にもなう供給条件の説明および契

約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を次のとおり行うことについて、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

ロ 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および所在地、変更後の需給契約の成立年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

- (3) この需給約款および料金表の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給条件の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。

3 定 義

次の言葉は、この需給約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (10) 消費税等相当額
消費税法により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、特に定めのない限り、料金表に定める料金の単価には消費税等相当額を含みます。
- (11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (12) 燃料費等調整額
九州エリアにおいては燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額の合計額を、九州エリア以外においては燃料費調整額をいいます。なお、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額は、需要場所に応じて、特定小売電気事業者が算定する燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額と同額を適用いたします。
- (13) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から、翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
- (15) 特定小売電気事業者
需要場所に応じて、次の小売電気事業者をいいます。なお、次の小売電気事業者の名称は、当該小売電気事業者の名称が変更された場合または会社分割その他の事由により当該小売電気事業者の小売電気事業の全部が他の事業者に承継された場合には、当該変更後の名称または承継後の事業者の名称にそれぞれ読み替えるものといたします。

需要場所の所在地	特定小売電気事業者の名称
北海道エリア	北海道電力株式会社
東北エリア	東北電力株式会社
関東エリア	東京電力エナジーパートナー株式会社

中 部 エ リ ア	中部電力株式会社
北 陸 エ リ ア	北陸電力株式会社
関 西 エ リ ア	関西電力株式会社
中 国 エ リ ア	中国電力株式会社
四 国 エ リ ア	四国電力株式会社
九 州 エ リ ア	九州電力株式会社

4 単位および端数処理

この需給約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、動力需要の契約種別を適用する場合において、契約電力として算定された値が0.5キロワット以下となるときは、その契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

5 実施細目

この需給約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この需給約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、そのつど当社が指定する方法により申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を当社所定の様式により申し出ていただきます。また、使用開始後であっても、当社が必要とするときは、あらかじめ一定期間の電気の使用計画を明らかにしていただくことがあります。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者への供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、需給契約が成立した日から3か月以内に料金適用開始の日が属する年度の末日をむかえる場合には、その翌年度の末日までとします。
 - ロ 契約期間満了の3か月前までにお客さままたは当社から別段の書面による意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合
- (2) その他技術上、経済上やむを得ない場合等特別の事情がある場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線(1 以上の需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむを得ない場合等特別の事情がある場合

12 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。

III 料金の算定および支払い

1 3 契約種別および料金

契約種別および料金は、需要場所に応じて別に定める料金表によるものといたします。

1 4 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始の日から適用いたします。

1 5 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

1 6 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量の算定は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を当社の定める方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めます。

1 7 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力などの需給契約の内容を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数とその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

18 日割計算

- (1) 料金は、17（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、料金表の定めるところにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、料金表の定めるところにより日割計算をいたしません。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 17（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。
また、17（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

19 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。
この場合の請求日は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）といたします。ただし、検針日に検針が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。また、需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、請求日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の請求日の翌日から起算して30日目といたします。
なお、当社とお客さまの協議によって別の支払期日を定めた場合その他支払方法との関係上やむを得ない理由があると当社が認める場合には、これと異なる支払期日を設定することがあります。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「銀行の休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または銀行の休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

20 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて、原則としてイにより支払っていただきます。
ただし、当社があらかじめ認めた場合には、ロまたはハにより支払っていただくことがあります。

また、料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合またはお客さまもしくは当社の事情によりイまたはロによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には、ハにより支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、この場合の払い込みに要する費用はお客さまに負担していただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

2 1 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を20（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされた場合その他特別な事情がある場合には、この限りではありません。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払

義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

2.2 帳票の発行

お客さまが、書面による請求書（利用明細書を含みます。）、領収書または支払証明書の発行を希望され、当社が認めた場合には、書面による請求書、領収書または支払証明書を発行いたします。この場合、当社は、お客さまに次の金額（消費税等相当額を別途加算いたします。）を加算し、その月の料金として支払っていただきます。

1 通 に つ き	請求書（利用明細書）	200円
	領収書	200円
	支払証明書	700円

2.3 支払過誤の場合の措置

当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社が指定する方法にてこれを精算していただきます。

IV 使用および供給

2 4 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用される等、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

2 5 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、電灯需要のお客さまについては、原則として90パーセント以上、それ以外のお客さまについては、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

2 6 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款および料金表によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

2 7 供給停止期間中の料金

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止した場合であっても、その停止期間を含め、料金の算定期間を「1月」として料金を算定いたします。

2 8 違 約 金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

2 9 使用の制限または中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者がお客さまの電気の使用を制限し、または中止することがあります。この場合、当社は、料金の減額等を行いません。

3 0 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使

用を制限し、もしくは中止した場合であっても、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。

- (2) 35（需給契約の解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合であっても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) (1)ないし(3)の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合またはお客さまが消費者契約法上の消費者にあたる場合には適用いたしません。

3.1 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

3.2 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送約款等にもとづく需給計画作成のために必要な情報を、お客さまより提供していただくことがあります。

V 契約の変更および終了

3.3 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

- (2) 当社は、国内の電力事情、事業環境等に急激な変化（法令または制度の変更、発電用燃料費の高騰および一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰を含みます。）が生じ、需給契約の内容を適当な水準に見直すために必要があると判断した場合には、契約期間満了前であってもお客さまに需給契約の変更（特約その他個別の供給条件の変更を含みます。）を申し入れることができるものといたします。この場合、当社があらかじめお知らせした期限までにお客さまから書面による解約の意思表示がないときは、需給契約の変更について当社との間で協議が整ったものとみなし、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。

なお、お客さまがこの規定により需給契約を解約される場合は、3.6（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)にかかわらず、当社は、お客さまから当該解約を理由とする解約金を申し受けられないものとし、工事費の精算を除き、当該解約を理由とする料金の精算は行わないものといたします。

- (3) (4)の場合を除き、需給契約の変更にもなう供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を次のとおり行うことについて、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

ロ 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および所在地、変更後の需給契約の成立年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

- (4) 需給契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。

3.4 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合に

において、当社との協議が整ったときは、名義変更の手続によることができます。この場合には、当社指定の様式により当社に申し出ていただきます。

なお、新たなお客さまによる電気の使用が、それまで電気の供給を受けていたお客さまによる電気の使用状況と異なる場合、またはそのおそれがあると当社が認めた場合その他当社が名義変更の手続によることが適当でないと認めた場合には、当社は、名義変更の手続によることなく、新たな需給契約の申込みとみなすことがあります。この場合、II（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

3.5 需給契約の解約等

- (1) お客さまが需給開始後に需給契約を解約しようとする場合は、原則として解約希望日の3か月前までにその期日を定めて、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。
この場合、需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約の期日に消滅いたします。なお、この場合における料金および工事費の精算は、36（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）によるものといたします。
 - イ 当社がお客さまの解約通知を解約の期日の3か月前までに受けることができなかった場合は、需給契約は、お客さまと当社との協議によって定めた期日に消滅したものといたします。
 - ロ お客さまの責となる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となる日に消滅するものといたします。
- (2) お客さまが需給契約成立後に需給開始に至らないで需給契約を解約しようとする場合は、原則として需給開始日に先立って、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。
この場合、需給契約はお客さまと当社との協議によって定めた解約の期日に消滅いたします。
- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。
 - ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ニ この需給約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ 28（違約金）(1)に該当する場合
 - ヘ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ト お客さまが破産手続き、再生手続、更生手続、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の開始の申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - チ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払の延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

ル お客さまがこの需給約款および料金表の規定に反した場合その他当社が解約を適当と判断した場合

- (4) お客さまが、(1)または(2)による解約通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

3.6 需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合および当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は除きます。

- (1) お客さまが契約電流、契約容量または契約電力（以下、総称して「契約電力等」といいます。）を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させる場合は、新たに設定し、または増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力等の分につき、電灯需要については料金の10パーセントを、動力需要については料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当社は、割増しした料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。なお、増加後に需給契約を消滅させる場合には、割増しを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量につき、契約電力等の増加分と残余分の比であん分したものといたします。また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。
- (2) お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで契約電力等を減少される場合は、新たに設定し、または増加された日から減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、契約電力等の減少分（減少後の契約電力等が増加前の契約電力等を下回る場合は、増加前の契約電力等を上回る契約電力等の分といたします。）につき、電灯需要については料金の10パーセントを、動力需要については料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当社は、割増しした料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。なお、この場合には、割増しを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力等の減少分（減少後の契約電力等が増加前の契約電力等を下回る場合は、増加前の契約電力等を上回る契約電力等の分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の変更にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

3.7 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法，工事および工事費の負担

3 8 供給方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。

3 9 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

4 0 工事費負担金等相当額に関する契約書の作成

当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成することがあります。

VII その他

4 1 準拠法

この需給約款および料金表に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

4 2 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

4 3 守秘義務

お客さまおよび当社は、需給契約に関する事項のうち一般に公表されていない事項については秘密情報として取り扱い、相手方の承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならないものといたします。ただし、法令上必要とされる場合、監督官庁から報告を要請された場合、需給契約の履行に必要な範囲で当該一般電気事業者、他の小売電気事業者、委託業者等に開示する場合には、この限りではありません。

4 4 消費税率変更の場合の取扱い

消費税法または地方税法の改正により、消費税率または地方消費税率が変更された場合、当社は、当該変更後の税率により料金を計算のうえ、お客さまから当該変更後の税率にもとづく料金を申し受けます。この場合、消費税等相当額も当該変更後の税率により変更されるものといたします。

4 5 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）および次のいずれにも該当しないことならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものといたします。
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれの行為も行わないことを表明し、保証するものといたします。
 - イ 暴力的な要求行為

- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ホ その他前各号に準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものいたします。

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2019年10月1日から実施いたします。